

川島武宜著「イデオロギーとしての家族制度」

原島, 重義
九州大学法学部 : 助教授

<https://doi.org/10.15017/1321>

出版情報 : 法政研究. 24 (2), pp.138-143, 1957-10-10. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

川島武宜著「イデオロギーとしての家族制度」

原 島 重 義

家族制度をめぐる論議は、過去において、つねに政治にならざる問題であつたし、現在でも、それに変わりがない。最近の憲法改正の動きに徴しても、これに正しく、かつ強力に対処するための科学的な判断をもつことは、今日のさしせまつた課題である。本書も、この課題に対する貴重な寄与である。

本書は、川島教授が戦後、二三年から三〇年にわたつて発表された論文中から八編を集録し、これに新たに序論を加えて、成つてゐる。六論文から成る第一部「家族制度イデオロギーと法」は、「法律に表明された政府公定のイデオロギーとしての家族制度を法社会学の立場から究明」したもので、本書中の主要部をなし、第二部「志摩漁村の寝屋婚・つまどい婚について」は、「家族制度イデオロギーとは全く逆の価値体系を、それを支える現実の行動様式およびその社会的基礎とともに、明らかにする」意図で書かれてゐる。第三部「家元制度」は、「家族制度のいわば周辺に位置する現象とも言うべ

き家元制度の分析を目的とする。」(以上、はしがき参照) このようにこれらの論文は、わが国の社会秩序を支える普遍的な構成要素としての、「家族制度イデオロギー」を追求し、教授のいわゆる「日本社会の家族的構成」を明らかにする、という点で、密接に関連してゐる。私の中でも、教授が特色ある方法で、しかも本書の主要な対象とされた、と思われるテーマに焦点を合わせて紹介することにした。

× × × × ×

家族制度はイデオロギーとして、つまり、『支配服従関係を「正当」なものとして正当化 justify する思想の組織された一形態』(三五二頁)として機能する。従つて、それは一定の価値の体系をなしており、その内容そのもの、言い換えれば、その価値体系の論理構造を明らかにすることが、本書において川島教授が意図された主要テーマの一つであつた、と解される。その場合、家族制度イデオロギーの基本的な内容を、近代、家族のそ

れとの対比において明らかにされる。

第六章「近代的婚姻のイデオロギー」は、カントの婚姻論を、「近代市民的価値体系の中における一夫一婦制の位置づけ」(二五〇頁)と見て、これを通じて、近代的家族イデオロギーの論理構造を明らかにする意図をもつ、と解される。そこで、カントの「対物的・对人的な権利」の理論は、近代市民的婚姻を、相互に相手方の自由意思を媒介とする行為請求権によつて構成し(对人的・債権的)、契約的性質と非権力的性質を骨子とするものであり、同時に、一夫一婦制を、夫婦相互が相手方を独占排他的に支配する関係(対物的・物権的)として構成した点は、近代市民社会のもつとも基礎的な価値を形成する近代的な所有型態と対応関係にあること、そしてまたその必然性を指摘された(二五〇頁以下)。

教授自身は近代的家族ないし家族法を、次のように規定される。『「家」乃至「家」的同族団体という外、棒がまず人間関係を拘束して一つの団体(協同体)をつくるというのでなくて、自由な主体者たる個人がその相互の主体的な意思を媒介として結合するといふことが、新しい「家族法」——family law——の基本原理であるはずである。すなわち、夫婦が全家族法の出発点であり基

礎であり、ついで、その間に生れた未成年の子と親との関係に発展し、さらにこの上に発展したものであるとしての一定の血族、婚姻間の権利義務が成立するというふうに』(第三章一七二頁)。

かくて、家と家長制との結合である(三二頁)家族制度は、終局の基礎を自由な個人とする近代市民的家族に對し、『権威的・権力的な「家」乃至家長に支配される不自由な個人の協同体』として對置される(同上)。そのもつとも重要な点は、家長の権力を神聖化し、それを伝統の力によつて補強し、且つ権力支配を外見の見えにくい或は外見的に穏和なものとする、といふことである。そして家族制度イデオロギーは、それを「家族秩序に固有なもの」考え方、固有な行動様式、つまり支配服従の原理」を利用して国家権力の道具にまで高めた考案なのである(第一章三二頁以下)。

このような家族制度イデオロギーは、第二章『イデオロギーとしての「孝」』において、その価値体系としての論理構造を、「孝と恩」の基本原理を通じて極めて具體的にとらえられ、第一章「家族制度イデオロギーの構造と機能」において、その「形成発展と、それが政治に

とつてもつ意味を明らかにする」(三〇頁) 視点、いわば思想的視点からとらえられている。

第二章は本書中でもきわめて内容豊かな部分である。

教授はマックス・ウェーバーの方法を駆使しながら、日本儒教の孝を、恩に条件づけられたもの、その限りでなお主体性がみとめられる封建的なもの、として、古典儒教の孝、つまり、服従者の無条件的な、従つて服従者の主体性をとどめぬ隷従性を骨子とする家父長的・奴隸的な孝の類型と対比された(一〇八頁以下)。しかしながら、『少くとも徳川時代の庶民儒教以来の觀念形態においては、特殊封建的な主体性はきわめて稀薄であり、「恩」による条件づけという論理および心理の實質的意義もはなはだ稀薄だと認められねばならない』(二頁)として、つまりはわが国の家族規範においては、家父長的な(絶対無条件的)「恭順」Pietätの意識が濃くて、主体的規範意識を基礎とし要素とする道徳が、少くとも完全な形では存在しなかつた、と指摘された。とくにその社会的基礎として 徳川幕藩体制の構造につき示唆がなされた(一九頁以下)。また明治以後の孝の教説については、儒教的構成から、親子間の愛情を中心に「人類自然の情」として説く万古不易の「自然法」的構成への変化を指摘され

た(一二三頁以下)。

第一章では、先ず、「教学大旨」(明治二年)、(明治三年)「幼学綱要」

を対象に、その「恩」の論理と「忠孝一致」の教説が分析される。徳川時代には本来武士階級のみ独占的道德であつた儒教を、「農工商」の庶民にも教えることによつて、明治中央政府に対して従順なパトナリテイをつくることを意図し、本来は徳川時代には封建領主に対する家来の道徳であつた「忠」を、天皇に対する国民の道徳に転換したところにその性格がある(三五頁以下)。さらに教授は、反動的政権の決定的な勝利後に出版された東久世通禧著「修身教科書」(明治三年)をとり上げられた。親の子に対する身分の隔絶、子の親に対する恭順と絶対服従の教説を基礎として、天皇と国民の關係への、家族關係の類推と擬制の論理(その一般論的な説明については第三部三五〇頁以下)による、「国民の宗家」たる天皇への忠誠義務の強調を、この段階での一典型として示された(四二頁以下)。敗戦にいたるまで、家族制度イデオロギーの有力な根拠として作用した明治三一年民法もまた、この線に沿つてヨーロッパ流の家族法―すなわち、夫婦と親子の個人対個人との相互の権利義務關係によつて成り立つ―ではなく、「家」を基礎とする団體法的家父長制を規定したこ

を述べ(四四頁以下)、その後の発展に及んでいる。とくに「国体の本義」(昭和二年)、「臣民の道」(昭和六年)、「戦時家庭教育指導要綱」(昭和七年)等に跡づけられた、全体主義的独裁制のイデオロギーとして機能する家族制度イデオロギーの分析は興味深い。「我が国民の生活の基本は、西洋の如く個人にもなければ夫婦にもない。それは家である。」(国体の本義)というように、第一に、「封建的」な型の支配ではなくて(明治初期の家族制度イデオロギーと対比)、「家」に特有の「和」の精神、「帰一」の原理の強調。すなわち、ここでは、重点は、「封建的」な家族制度から、より庶民的な「家」的家父長制にうつっている。この点に権力が民衆を直接に支配しなければならぬ「日本型全体主義」が反映している。第三に、権力がもつばら天皇と国民との関係として説明され、権力のほんとうのいない手がいまいにされ(或は、かくされ)ている、と結論された(六六頁)。

ところで、戦後の民主主義的改革の事業である改正民法は、「家」制度を廃止したにも拘わらず、協同体としての「親族」(七二五条は旧規定の七二五条同じ)乃至「家」の概念は姿を消した訳ではない。第七三〇条、第八七七条二項、第八

七九条において、姿をかえて、しかもより多く現実の「家」的「親族」的協同体に即して規定されている。そこには、個人的個人の関係を基礎とする「家族法」と依然として協同体を指示する前近代的な「親族法」との矛盾を含んでいる(第三章、一八七、一九〇頁参照)。まさしく「この矛盾が何時解決されるかは、人々の現実の家族生活における変革とともに、また同時に政治の世界における民主主義的変革にかかっている」(同上)。

× × × × ×

このような川島教授の成果を攫取して、われわれの共同の財産とするためには、如上の課題に答える共同の仕事の中にこれをどのように位置づけすべきであろうか。

以上によつて明らかのように、教授においては、家族制度イデオロギーの論理構造が、家父長的権力の原理と封建的臣従の原理、さらに近代市民的な権利義務関係の原理、という基本的な類型にてらして、いわば類型的な把握の方法によつて、その形成と発展の具体的な意味内容が掘り起されている。

ところで、明治絶対主義政権が、つねに、すべてにわたつて近代化の敵ではなかつたことは、いうまでもない。従つてたとえば、明治民法にあつて、「封建的」

な旧武士層の家族制度は近代的な諸要素により修正されており、したがって民法の家族法・家族制度は、「半封建的」と規定されるべきものである。」(本書四) 明治政府は一方において封建的な身分的差別を廃止し、他方において人民の「家」的規制を再編して行つた。権力それ自体が近代化と封建的諸關係の温存という矛盾を含み、この矛盾は絶対主義政府の富国強兵・殖産興業の推進という点で統一されている。従つて、修正された「半封建的」家族制度の成立の問題は、基本的には、この矛盾の構造と發展過程の分析によつて支えられねばならない。

(たとえば、福島正夫教授の最近の一連の研究は、このような視点から、地租改正、戸籍制度、徴兵制、町村制との関連において、そのいわゆる「家」の均質化・水準化から「家」の階層化へのテーマを追つている、と解される。《福島『明治前中期における「家」制度の形成』日本法社会学会編・家族制度の研究(上)所載、なお同教授の他の論文については、同上の註参照》)

つまり、このことを言い換えるならば、言葉の正しい意味での家族制度イデオロギーの發展は、「家族關係の類推と擬制の論理」が機能する・支配の実体と、その發展過程に即してはじめて、より具体的でありうる、ということである(川島教授は、これを無視されたのではなく、主たる考察の対象とされてはいない。―本書三〇頁参照)。これをたとへば、最近の民法典論争に関する研

究に徴して見るならば、旧民法が明治民法よりもより近代的であつたかどうか、の問題から、法典論争の基本的な政治的背景にも関心が向けられて来た(もっとも、す郎氏の研究は、この視角をもっていた。「明法学史に於ける一学派」―『日本資本主義の機構と法律』所収―参照)。

のように具体化した視角から、近代市民的家族の法制化の可能性はすでに消失していたこと、論争は、近代的小家族主義と封建的家父長家族主義との対決ではなく、絶対主義内部の分裂にすぎなかつた、という問題提起がなされている(たとえば、遠山茂樹「民法典論争の政治史的考察」―『法学志林』四九卷一号所載、また、星野、中村論争)。本書の重要な成果である、民法典「親族」概念

の、關係概念と団体概念の矛盾とその展開(第三章)の分析も、さらに右のような意味で、それぞれの歴史的段階での意義を具体化しうることに考えられよう。また、教授によつて指摘された「外形においては反動的な、實質においては当時の民法よりも個人主義的な」臨時法制審議会の親族篇・相続篇の改正要綱(五〇頁、また)の進歩性の評価の問題も同様であろう。

ところで、家族制度イデオロギーが奉仕する支配の実体は、国家権力の構造・性格の問題であるが、それは、政治権力を組成する個々の媒介項の分析によつて具体的

にとらえられる。とくに、もつとも基礎的な過程たる所有形態の発展の分析によつてである（前述第六章二）（五二頁参照）。たとえば、「半封建的」な家族制度イデオロギーの成立は、究極的には、重要な媒介項として、明治二〇年代における寄生地主制の確立を前提としているであろう。経済史的な研究が進めば、次第にこのような点でも豊かな成果を生むに至ろう。マックス・ウェーバー的方法が威力を発揮した本書第二部、第三部のような成果も、右の意味での媒介項として再評価され、位置づけされて行くことが望まれる（たとえば、川島「農村の身分階層制」——この系列に——「日本資本主義」講座」第八卷所載——は属しよう）。

家族制度復活を企図する憲法改正が、「日本の反動化の橋頭堡となり、労働者と農民とをより一そう犠牲にする政治体制の復活強化の道具となる性質のものである」（八五頁）ことを、より明白にする学問的作業において、川島教授が今後においても指導的な役割を果たして行かれるよう、切に願ひしたい。